平成２８年（フ）第１００号
山口県下関市後田町５丁目29番20号　ＫＩハイツ・Ａ　202号
債務者　政森　榮子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
愛媛県西条市新田258番地　県営住宅西条東団地336号、前住所愛媛県西条市西田甲523番地１
債務者　藤田　貴子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６９号
愛媛県新居浜市東田１丁目甲783番地の６
債務者　髙橋　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２０号
愛媛県宇和島市新町１丁目９番10号
債務者　土居　靖弘
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２０７号
大分市大字古国府1355番地の２（リバーサイド花園86―1008）
債務者　松下　直子（旧姓森永）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１６号
大分県別府市大字南立石2291番地の２　五条ＢＬ202号
債務者　杉**原**　泰子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２５号
大分市高松１丁目８番15号（コーポ二宮302）
債務者　梶原　梨央（旧姓久原）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４９号
鹿児島県いちき串木野市北浜町154番地
債務者　工藤　広宣
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５２号
鹿児島県出水市上鯖渕1901番地３
債務者　蔵満　達也
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
千葉県松戸市新松戸北１丁目14番地の８　フローレンス新松戸305号
債務者　山﨑　　洋
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３８５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目23番47号
債務者　田島　昌幸
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３８６号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目23番47号
債務者　田島　清美（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０２号
千葉県松戸市馬橋1896番地　ジュネパレス松戸第81―105号
債務者　狭間　吉信
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０３号
神奈川県厚木市恩名２丁目14番23―403号
債務者　佐藤　美佳（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７号
広島県福山市神辺町字上御領1987番地１
債務者　高村　智之
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４３５号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1379番地８
債務者　山田　直矢
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４０号
神奈川県平塚市東中原２丁目15番10―304号市営住宅
債務者　佐藤ミサ子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部